

設 計		校 合	
--------	--	--------	--

委 託 設 計 書
仕 様 書

令 和 7 年 度

件 名 ダイオキシン類調査業務委託（河川水・底質・地下水）

委 託 場 所 川越市的場（初雁橋） ほか3箇所

設 計 額 ¥ 円

積 算 原 価 （¥ 円）

委 託 の 大 要
川越市内における初雁橋ほか2箇所（河川水・底質）及び地下水1箇所にてダイオキシン類等の調査を実施する。

委 託 の 理 由
ダイオキシン類常時監視（公共用水域及び地下水）実施計画により、川越市内における河川水・底質・地下水のダイオキシン類等を測定し、状況を把握する。

ダイオキシン類調査業務委託(河川水・底質・地下水) 内訳書					
名 称	数量	単位	単 価	金 額	摘 要
1 ダイオキシン類等分析費用					その他の項目を含む。
河川水	3	検体			
底質	3	検体			
地下水	1	検体			
2 サンプルング費用					
測定機器損料	1	式			
消耗機材費等	1	式			
試料採取費	1	式			
車両交通費	1	式			
3 報告書作成費	1	式			
4 諸経費	1	式			
計					
消費税					
合 計					

業務委託仕様書

1 件名

ダイオキシン類調査業務委託（河川水・底質・地下水）

2 目的

ダイオキシン類対策特別措置法第26条第1項の規定に基づく常時監視（公共用水域及び地下水）実施計画により、川越市内における河川水・底質・地下水のダイオキシン類等を測定し、状況を把握する。

3 調査地点

調査項目	調査地点	住所
河川水及び底質	入間川（初雁橋）	川越市的場
	新河岸川（旭橋）	川越市下新河岸
	不老川（不老橋）	川越市岸町
地下水	市内1箇所の井戸	未定

※調査地点等詳細については、発注者が別途指示する。

4 委託期間

契約締結日から令和8年3月13日

5 調査内容

(1) 調査時期

10月から11月までに実施予定（河川水・底質の採取は同一日とする）。

(2) 調査試料数

河川水：3検体（調査地点数3地点×1回）

底 質：3検体（調査地点数3地点×1回）

地下水：1検体（調査地点1地点×1回）

(3) 調査項目

ダイオキシン類の濃度のほか、以下に定める項目とする。

河川水	天候（前日・当日）、採取位置、採取水深、色相、濁り、臭気、水温、気温、透視度、pH、SS、塩化物イオン、電気伝導率、酸化還元電位
底 質	天候（前日・当日）、様態（堆積物、砂、泥などの別）、色相、強熱減量、採取位置、臭気、含水比、pH、粒度組成、全有機炭素、硫化物
地下水	天候（前日・当日）、気温、水温、採取位置、色相、濁り、臭気、pH、SS、塩化物イオン、電気伝導率、酸化還元電位

(4) 試料採取方法及び分析方法

○ダイオキシン類

河川水・地下水	「工業用水・工場排水中のダイオキシン類の測定方法（JIS K 0312:2020）」
底 質	「ダイオキシン類に係る底質調査測定マニュアル」（令和 4 年 3 月改定 環境省水・大気環境局水環境課）

○その他の項目

河川水 地下水	pH	昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号
	SS	昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号
	塩化物イオン	JIS K0102-2 6
	電気伝導率	JIS K0102-1 13
	酸化還元電位	酸化還元電位計
底 質	強熱減量等	底質調査方法（平成 24 年 8 月環境省水・大気環境局）
	粒度組成	JIS A1204

＊上記測定については最新版とし、上記以外の JIS 等で新たに追加された分析方法の採用については担当者と協議するものとする。

6 調査実施前提出書類

- ・計量証明事業登録証（特定濃度）
- ・MLAP 認定証（水又は土壌中のダイオキシン類）
- ・委託業務実施計画書
- ・管理技術者等通知書
- ・その他必要書類

7 報告内容等

(1) 提出書類

- ①指定様式の電子媒体による報告 1 部（環境省様式）
- ②調査結果報告書 2 部
- ③分析チャート集 1 部

(2) 調査結果報告書には次の事項を記載すること。

- ①試料採取状況（採取地点及び付近の状況、採取地点の詳細平面図、現場写真）
- ②分析方法
- ③計量証明書、調査結果表、ダイオキシン類の異性体ごとの実測濃度と毒性等価換算濃度、定量下限値及び検出下限値
- ④他地点との比較及び考察
- ⑤測定操作に関する事項
 - ・試料採取に使用する器具の状況
 - ・採取方法

⑥精度管理に関する事項

- ・原則として「ダイオキシン類の環境測定に係る精度管理指針」(平成22年3月31日改訂、環境省)による。

(3) 報告書等の提出について

調査報告は速やかに行うこと。

8 一般事項

(1) 分析上の注意

分析に従事する者は、十分に知識・経験を有する者とする。

(2) 負担区分及び採水について

採水容器、保冷等試料の運搬に際して必要な器材等は、受注者の負担とし、採取は受注者が行う。

(3) 書類等の保管

分析に使用した野帳その他の書類は、報告書提出後3年間保存し、必要があるときは提出に応じること。

(4) 再委託について

本業務の一部を第三者に再委託する場合は、再委託する業務内容、再委託先の名称、再委託が必要な理由を明記の上、事前に書面にて提出し、川越市の承諾を得る必要がある。

9 支払方法

完了払いとする。

10 その他

(1) この契約の締結後に、消費税法(昭和63年法律第108号)等の改正により、消費税額等の額に変動が生じた場合は、発注者は、この契約を何ら変更することなく契約金額に相当する消費税額等を加減して支払うものとする。ただし、税法上経過措置の対象となる場合には、経過措置が優先して適用されるものとする。

(2) 仕様書に定めのない事項及び業務中に生じた疑義については、協議の上、決定するものとする。